## 松阪市

# 安全で安心なまちづくりの 推進に関する行動計画



平成28年 3月

松阪市

## - 目 次 -

第1章 はじ	<b>&gt;めに</b>	1
1 – 1	計画策定の背景	1
第2章 計画	<b>町の基本的な考え方</b>	2
2 – 1	計画の目的	2
2 – 2	計画の名称	2
2 – 3	計画の取り組む分野	2
2 – 4	計画の位置づけ ····································	3
2 – 5	計画期間	3
第3音 分	<b> </b>	4
3-1	交通安全対策への提言	4
3-1	<ul><li></li></ul>	4
_		-
3 – 3	自殺対策への提言 ····································	5
3 – 4	高齢者の安全対策への提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 – 5	子どもの安全対策への提言	6
3 – 6	災害対策への提言 ····································	7
第4章 市	民意識調査・パブリックコメントの実施	8
4 – 1	市民意識調査の概要	8
4 – 2	回答者の属性	9
4 – 3	アンケート調査結果 (抜粋)	10
4 – 4	パブリックコメントの実施	10
<i>5</i> ∕5 <b>=</b> <del>1</del>		
	画の推進体制・構成	1 1
	推進体制	1 1
5 – 2	計画の構成	1 2
第6章 交通	至全刘策	13
6 – 1	基本的な目標	1 3
6 – 2	現状と課題	1 3

6 – 3	アンケート調査結果 (抜粋)	14
6 – 4	取組課題	15
6 – 5	行動計画の指標 ····································	16
6 – 6	具体的な行動	16
第7章 防	犯対策	18
7-1	基本的な目標	18
7-2	現状と課題	18
7-3	アンケート調査結果 (抜粋)	2 0
7-4	取組課題	2 1
7-5	行動計画の指標	2 2
7–6	具体的な行動	2 2
第8章 自	<b>粉集</b>	2 5
8-1	基本的な目標	2 5
8-2	現状と課題	2 5
8-3	アンケート調査結果 (抜粋)	26
8-4	取組課題	28
8-5	行動計画の指標	28
8-6	具体的な行動	28
第9章 高	齢者の安全対策	3 0
9-1	基本的な目標	3 0
9-2	現状と課題	3 0
9-3	アンケート調査結果 (抜粋)	3 1
9-4	取組課題	3 2
9-5	行動計画の指標	3 3
9–6	具体的な行動	3 3
第10章	子どもの安全対策 ····································	3 5
10-1	基本的な目標	3 5
児童虐待に	ついて	
10-2		3 5

10-3 アンケート調査結果(抜粋)	3 6
10-4 取組課題	3 7
10-5 行動計画の指標	3 7
10-6 具体的な行動	3 7
児童・生徒のスマートフォン・インターネット等による問題について	
10-7 現状と課題	3 9
10-8 アンケート調査結果 (抜粋)	4 0
10-9 取組課題	4 0
10-10行動計画の指標	4 1
10-11具体的な行動	4 1
第11章 災害対策	
11-1 基本的な目標	4 2
11-2 現状と課題	4 2
11-3 アンケート調査結果 (抜粋)	4 3
11-4 取組課題	4 5
11-5 行動計画の指標	4 5
11-6 具体的な行動	4 6
第12章 おわりに	48
資料編	4 9
1 策定経過	4 9
2 松阪市安全・安心施策推進協議会 委員名簿	5 0
3 松阪市市民生活·安全防犯条例 ····································	5 1
4 松阪市安全・安心施策推進協議会規則	5 3
5 用語集	5 5

# 第1章 はじめに

## 1-1 計画策定の背景

安全で安心なまちづくりは、本市の将来の発展に不可欠な要素であり、市民の皆さまが心豊かに快適な生活を送ることができるまちを実現していくためには、地域や市が抱えている様々な課題を明確に洗い出し、地域・行政・関係機関などが連携・協働し、実効性のある取組を実施・展開することが求められています。

今後、更に安全で安心なまちづくりを進めていくためには、地域や行政などが共通の認識を持つことが重要であり、その手法の一つとして、関係機関・団体のこれまでの統計データなどを生かして事故などの原因を探ることで予防できるという理念のもと、その適切な対処方法を考え、地域が主体となって取り組んでいく「セーフコミュニティ」(※1)といった安全向上を目指したまちづくりへの取組があります。

本市では、このセーフコミュニティの手法をどのように取り入れていくべきか検討するために、平成23年度から調査・研究をはじめ、市民の視点からの意見を積極的に反映するため、「松阪市セーフコミュニティ・ネットワーク会議」を平成25年12月に立ち上げ、約1年4か月間・計11回にわたり研究・検討・議論を重ねてまいりました。

その結果、地域付き合いの希薄化により引き起こされる課題への対策の遅れや市の担当部局間及び地域間の連携が必ずしも十分でないことなどの問題が浮き彫りとなり、全体的な課題や、セーフコミュニティの国際認証(※2)の是非などをまとめた「松阪市におけるセーフコミュニティについての提言書」として平成27年3月に提言されました。

本計画の策定におきましては、提言書の現状分析・調査を通じて出された様々な提案について検討・実施していくために、「松阪市安全・安心施策推進協議会」を平成27年6月に立ち上げ、これまでのセーフコミュニティ・ネットワーク会議を引き継ぐ形で、分野別の分科会の開催、市民への意識調査(アンケート)の実施、パブリックコメントの実施などを経過し、本市にふさわしい政策と、地域と連携のとれた具体的な行動計画としてまとめています。

## 第2章 計画の基本的な考え方

## 2-1 計画の目的

安全で安心なまちづくりの観点から、セーフコミュニティの理念であるデータ分析による事故やけがの 予防施策・課題解決のため、地域と協働しながら、本市として取り組む具体的施策を計画すること、そし て自主的な地域活動への積極的な支援、そのほか様々な環境整備をするなど、安全で安心に暮らせるまち づくりを推進していくことを目的とします。

## 2-2 計画の名称

市民に親しみやすく、実行性の高いものとしていくため、本計画は「松阪市安全で安心なまちづくりの 推進に関する行動計画」とします。

## 2-3 計画の取り組む分野

セーフコミュニティの国際窓正を取得するためには、最低6つの分野への取組が必要となりますが、初 期の段階では、国際認証の取得を目指していた本市としても、地域への取組が必要な分野の絞り込みを行 い、次のように交通安全対策をはじめとした6つの分野を選定しました。

	取組分野
1	交通安全対策
2	防犯対策
3	自殺対策
4	高齢者の安全対策
(5)	子どもの安全対策
6	災害対策

## 2-4 計画の位置づけ

本計画は、『松阪市市民生活安全・安心防犯条例』に基づいて、安全で安心なまちづくりを推進するための計画です。

本計画においては、セーフコミュニティの国際認証は取得しないものの、その手法を取り入れて分野を超えて関係部署が連携することで、本市独自の計画として安全で安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくものとしています。また、本市の「松阪市総合計画」を上位計画として、それぞれ記載した分野別の計画との整合性を図るものとします。

#### (参考)

分 野	関連計画など			
交通安全対策	松阪市交通安全計画			
防犯対策	松阪市生活安全·安心基本計画			
自殺対策	松阪市人権施策行動計画、松阪市健康づくり計画			
高齢者の安全対策	松阪市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画			
子どもの安全対策	松阪市子ども・子育て支援事業計画、松阪市教育ビジョン、			
丁ともの女主対衆	松阪市健康づくり計画			
災害対策	松阪市地域防災計画			

## 2-5 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行い、より効果的かつ効率的に行動計画の展開に努めます。

# 第3章

## 第3章 分野別の提言内容

「松阪市セーフコミュニティ・ネットワーク会議」から提言された分野別の内容は、次のとおりです。 その提言の取組の中で、強化すべき取組や優先すべき取組などを松阪市安全・安心施策推進協議会に引き継ぐ形で、本計画の取組に繋げていくこととしました。

## 3-1 交通安全対策への提言

- (1) あらゆる世代への交通安全啓発の実施及び交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る ことが必要です。
- (2) 警察によるパトロールを更に徹底するよう警察へ要請することが望まれます。
- (3) 事故件数、事故多発場所など情報を提供していく仕組みを改めて考えていくことが望まれます。
- (4) 地域からの意見を生かし、自治会、住民協議会などを中心に警察、行政と連携しながら 取り組む対策を推進していくことが望まれます。
- (5) 高齢者の家族などが高齢者の運転に関して、警察など関係機関に相談できるような環境 づくりに取り組むことが必要です。
- (6) 高齢ドライバーによる事故に歯止めをかけることを目的に、運転免許証の自主返納時に 市内の公共交通機関の利用を促す特典を設けるよう警察などへ要請していくことが望まれ ます。

#### 3-2 防犯対策への提言

- (1) 特殊作欺(※3)、不審者情報など、犯罪に関する情報を適宜提供していく仕組みづくりに取り組むことが望まれます。
- (2) 子どもだけではなく、地域で女性・高齢者も含めて見守っていく体制が必要です。また、 保護者との交流を持てる環境づくりに取り組むことが望まれます。
- (3) 自治会や住民協議会、自主防犯パトロール団体(※4)などの地域が中心となって地域の安全を守れるような地域づくりを更に推進していくことが必要です。

- (4) 企業や店舗へ見守り活動への協力をより積極的に働きかけていくことが望まれます。
- (5) 特殊作欺を防止するため、金融機関や運送会社などとの連携を推進し、犯行の手口に応じた対策を推進していくことが望まれます。
- (6) 青少年が集まる場所や施設において、防犯灯を設置するなど、人目につきやすくしたり、 監視体制を整えるなど、管理の徹底をより推進していくことが望まれます。

#### 3-3 自殺対策への提言

- (1) こころの相談窓口(※5)などの情報について適宜提供していく仕組みの改善が望まれます。また、自殺者が多い本市の現実を知ってもらうために更なる情報提供も必要です。
- (2) 悩んでいる人を地域でサポートできる環境づくりが必要です。相談しやすい環境づくりを市全体で取り組んでいくことが望まれます。
- (3) 自殺予防について正しい知識を持ち、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口へ繋 ぐメンタルパートナー(**※6**)の更なる養成が必要であり、身近で頼れる人を増やし、心のより どころを少しでも多くつくっていくことが望まれます。
- (4) 65歳以上の一人暮らしの高齢者が増えてきている現状の中で、特に男性の場合は環境の変化に対応できず閉じ籠りがちになりやすい傾向があるため、老人会への加入、男の料理教室の開催など、高齢男性が孤独にならない手段を地域で考えていくような地域づくりを推進していくことが必要です。
- (5) 保健機関、医療機関、消費者相談窓口(※7)など、悩みや問題を抱えている方を迅速かつ 適切に導くことができるようなネットワークを整備し推進していくことが望まれます。

## 3-4 高齢者の安全対策への提言

- (1) 高齢者をサポートする団体 (地域包括支援センター(※8)、社会福祉協議会(※9)〕をより効果的に周知し、団体の充実を推進していくことが望まれます。
- (2) 地域など身近な場所で高齢者を支援するために活動している介護予防いきいきサポーター(※10)や高齢者安心見守り隊(※11)などの団体について、より効果的に周知し、活動の更なる充実を図っていくことが望まれます。
- (3) 高齢者虐待(※12)などの未然防止のため、一人暮らしの高齢者の情報を地域で共有する

仕組みづくりなど、地域で高齢者を見守るための環境づくりに取り組むことが必要です。

- (4) 高齢者が活躍できる場、子どもや若者と連携が図れる場づくりに取り組むことが望まれます。
- (5) 電気などのライフライン業者、新聞・牛乳配達業者などと提携し、利用量が極端に少ない、新聞が溜まっているなどの情報について、行政関係機関に提供してもらえる仕組みづくりに取り組むことが望まれます。
- (6) 協力機関、登録者などで情報を共有する徘徊SOSネットワークまつさか(※13)への登録をより促進し、徘徊SOSネットワークの更なる充実を推進していくことが必要です。
- (7) 高齢者がボランティア活動を通じ、地域貢献や社会活動に参加することで、活気のある地域社会をつくるため、高齢者ボランティアポイント制度事業(※14)などの更なる周知を推進していくことが必要です。

#### 3-5 子どもの安全対策への提言

- (1) 児童虐待(※15) について
  - ア 養育者をサポートする団体、催しなどの周知方法を検討し、より有効的な周知を推進していく ことが必要です。
  - イ 住民協議会が中心となって、養育者の心のよりどころとなる集まりや場所を積極的につくって いき、地域全体で養育者をサポートできる仕組みづくりを推進していくことが望まれます。
  - ウ 児童虐待を未然に防止するため、地域全体で子どもを見守るための環境づくりを推進していく ことが必要です。
  - エ 子育てに関しての市が取りまとめた冊子はありますが、その存在を知らない養育者も多く、更なる周知が必要です。
  - オ オレンジリボン運動(※**16**)など児童虐待防止の運動について、更なる周知を図り、運動の充 実・推進していくことが望まれます。
- (2) 生徒・児童のスマートフォン・インターネット等による問題について
  - ア SNS(※17)やメールなど、インターネットによるトラブルは表面化しにくく、対応が遅れ、 大きな事件になりやすくなっています。そこで、全市的にスマートフォン等の利用時間制限を設け るなどの取組を実施していくことが望まれます。
  - イ 地域で子どもを育てていく環境づくりのため、地域での活動を通じて、大人と子どもが話せる 機会を更に増やしていくことが必要です。

ウ 児童・生徒に関わる深刻な事件を未然に防止するため、問題行動に関する情報を行政、各関係 機関、地域が共有し、迅速に対応できる体制の整備を推進していくことが必要であります。

## 3-6 災害対策への提言

- (1) 避難場所など災害時に把握しておきたい情報、個人備蓄の必要性など平時に準備しておきたい情報 について、適宜提供していく仕組みを再検討する必要です。
- (2) 沿岸部の津波対策を考える上での一つの案として、安全な避難場所の確保を目的とした 津波避難 タワー(※18)を建設することが望まれます。
- (3) 住民協議会などの地域において、発災時の避難場所について、地域住民が十分に把握しているか再協議することが必要です。
- (4) 避難者数の想定の変更などに応じたハザードマップ(※19)作成に取り組むことが必要です。
- (5) 災害時における避難者の負担を軽減するため、避難場所の設備の更なる充実を推進していくことが望まれます。



## 第4章 市民意識調査・パブリックコメントの実施

## 4-1 市民意識調査の概要

#### (1) 調査の目的

20歳以上の市民を対象として、安全で安心して暮らせるまちづくりに関することについての意見・意識を伺い、本行動計画を作成するための基礎資料とすることを目的に市民意識調査(アンケート調査)を実施しました。

#### (2) 調査方法など

調査対象者	平成 27 年 7 月 30 日現在、市内在住の 4,000 人を無作為に抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成27年8月7日~8月24日

#### (3) 回収結果

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
4,000通	1,858通	1,856通	46.4%

#### (4) 調査・分析にあたって

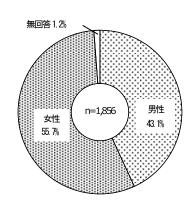
- ① 図表中のnはその設問の回答者数(人)を表記しています。
- ② 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての比率を合計すると 100%を超えます。
- ③ 回答率(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しました。
- ④ 属性不詳については、次表のとおりです。

性別	年齢	居住地域	世帯構成
23件	7件	19件	14件

## 4-2 回答者の属性

#### (1) 性別

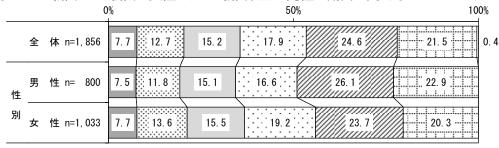
回答者は、女性が55.7%を占め、男性は43.1%です。



#### (2) 年齢別

回答者の年齢は、60 歳代が24.6%と最も高く、次いで70 歳代が21.5%、40 歳代が17.9%といった順となっています。

性別は、20歳代~50歳代は女性が、60歳代以上は男性の割合が高くなっています。



■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 図 60歳代 ■ 70歳代 □ 無回答

#### (3) 居住地域

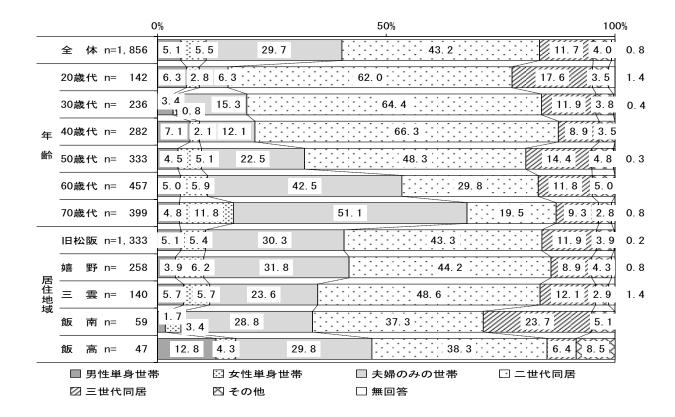
回答者の居住地域は、旧松阪地域が最も高くなっています。

区分	旧松阪地域	嬉跳域	三雲地域	飯南地域	飯高地域	無回答	全 体
人	1,333	258	140	59	47	19	1,856
%	71.8	13.9	7.5	3.2	2.5	1.0	100.0

#### (4) 家族構成

回答者の家族構成は、「二世代同居(夫婦と子どもなど)」が43.2%と最も高く、次いで「夫婦のみの世帯」が29.7%、「三世代同居(夫婦と子ども、孫など)」が11.7%などとなっています。「単身世帯」は10.6%(男性5.1%+女性5.5%)です。

年齢別では、年齢が上がるにしたがい「二世代同居」が低下し、「夫婦のみの世帯」「単身世帯」が上昇する傾向にあります。



## 4-3 アンケート調査結果(抜粋)

分野別の結果については、分野別の章ごとに記載しています。

## 4-4 パブリックコメントの実施

#### (1) 募集の趣旨

本行動計画(中間案)を公表し、市民の方から広くご意見を伺い反映するため、パブリックコメントを募集しました。

#### (2) 募集結果など

対 象 者	市内に在住、在勤又は在学の方の事業所など法人その他団体
公開方法	市ホームページ、各地域振興局、各地区市民センター窓口など
提出期間	平成27年12月4日~12月28日
募集結果	1通

## 第5章 計画の推進体制・構成

#### 5-1推進体制

#### (1) 松阪市安全・安心施策推進協議会

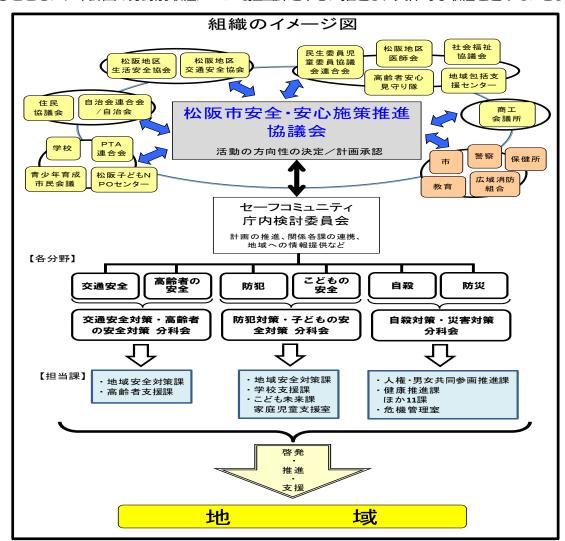
本市の安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的に推進する体制として、自治会、住民協議 会、市、警察署などの団体で構成される「松阪市安全・安心施策推進協議会」により、事業計画な どの進歩状況を報告するとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策について意見を聴取しな がら、計画の推進を図ります。

#### (2) 分科会

分理別の取組を関係団体や関係機関が推進していくため、本協議会内に3つの分科会を構成して、 情報共有を図るとともに、分野別の取組を推進していきます。

#### (3) 庁内検討委員会

庁内関係部局などで構成される「セーフコミュニティ庁内検討委員会」により、協働<br/>
・連携を図 るとともに、本計画の分野別収組について担当課を中心に推進し、具体的な収組を進めていきます。



## 5-2 計画の構成

#### (1) 基本的な目標

松阪市総合計画「市民みんなの道標(※**20**)」の市民と共有するまちづくりへの基本的な目標を記載しています。

#### (2) 現状と課題

各分野における本市を取り巻く現状と課題を掲載しています。

#### (3) アンケート調査結果(抜粋)

アンケート調査結果について、各分野における代表的なものを抜粋して掲載しています。

#### (4) 取組課題

提言書における提案を参考としつつ、内容の類似するものを整理、優先順位、実現の是非などについて協議を行い、各分野における取組課題を選定しました。

#### (5) 行動計画の指標

平成28年以降3か年の行動計画を評価するため、平成30年度における目標を設定し、同年度までには目標に到達するために計画を推進します。

#### (6) 具体的な行動

安全で安心なまちづくりを実現することを目的として、市や関係機関・団体、地域が推進すべき具体的な取組について、主な取組・概要・推進主体を掲載しています。

## 第6章 交通安全対策

## 6-1 基本的な目標

## マナーの向上を果たし交通事故が少ないまちづくり

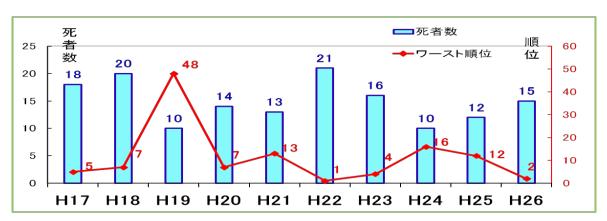
交通事故から市民の生命、身体及び財産を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵 守、正しい交通マナーの向上に取り組み、交通死亡事故ゼロ及び交通事故負傷者数の減少を目 指します。

#### 6-2 現状と課題

#### (1) 現 状

- ① 人口10万人あたりの交通事故死者数は常に全国上位です。
- ② 総事故件数、飲酒運転、ひき逃げ、当て逃げなど、県下で常に上位に位置しています。
- ③ 近年5年間の累計では、歩行者、自転車など交通弱者の死亡事故が約5割を占めます。
- ④ 同様の累計で、交通事故死者の約6割が65歳以上の高齢者です。

#### 【図表1】全国人口10万人以上都市中のワースト順位の推移(平成17年~平成26年)



	区分		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
死	者	数	18	20	10	14	13	21	16	10	12	15
ワ-	ーストル	頁位	5	7	48	7	13	1	4	16	12	2

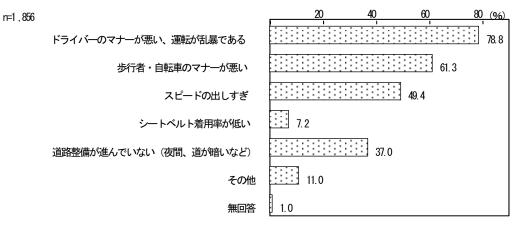
○ 平成 17年から 26年の 10年間で 6回がワースト 10位以内です。

#### (2) 課題

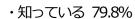
- ① 交通マナーの悪さが目立ちます。
  - 一時停止無視、ウインカーを使わず右左折するなどの行為が多いです。
  - 交通弱者への配慮の欠如、安全確認している車にクラクションを鳴らすなどの迷惑行為が目につきます。
  - 交通マナーが悪い子どもを地域で見かけても、なかなか注意ができません。幼少期から関わり合い、注意できる環境が地域でできていません。
- ② 交差点など危険が予測される場所のハード整備が不十分です。
  - カラー舗装の施工箇所は分かりやすく、一定の効果がみられますが、施工が必要と思われる箇所がいまだ多く存在します。
- ③ 地域が把握している交通事故危険箇所の周知・啓発が不十分です。
  - 〇 ゾーン30(※21)の取組にみられるような、住民からの働きかけにより、地域の内外を巻き込んで交通安全へ取り組むような活動がまだまだ少ないです。

## 6-3 アンケート調査結果(抜粋)

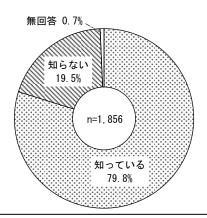
- (1) 松阪市で交通(死亡)事故が多い原因は何と思いますか(複数回答)
  - ・ドライバーのマナーが悪い 78.8%
  - ・歩行者・自転車のマナーが悪い 61.3%
  - ・スピードの出しすぎ 49.4%



車、自転車、歩行者いずれもが、マナーが悪く、交通ルールも遵守されていないと感じています。 「その他」として、「携帯電話を使用しながらの自動車の運転」、「警察のパトロール・取締りが少ない」、「高齢者ドライバーの増加」といった意見が多くあります。また、「自由意見」欄においても、松阪市の交通マナーの悪さを訴える意見が多く見受けられます。 (2) 松阪市では、交通事故によって亡くなられる方が非常に多いことについて知っていますか



・知らない 19.5%



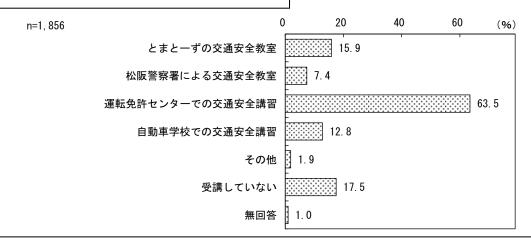
約20%の方は交通事故死者数が非常に多いことについて「知らない」と回答しています。性別では、「知らない」女性がやや多い傾向にあります。

(3) 過去5年間に受講したことがある交通安全教室はどれですか(複数回答)

・運転免許センターでの交通安全講習 63.5%

・受講していない 17.5%

・とまとーずの交通安全教室 15.9%



回答された方は、「運転免許センターでの交通安全講習」が多く、免許取得、更新時以外には交通安全教室に参加することが少ないことが伺えます。また、「受講していない」方も目立つ傾向にあります。 「その他」として、「老人会での講習」、「職場での講習」などがあります。

#### 6-4 取組課題

- (1) あらゆる世代への交通安全啓発の実施が必要であり、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ることが必要です。
- (2) 事故件数、事故多発場所などの情報を適宜提供していく仕組みを改めて考えていくことが望まれます。
- (3) 地域からの意見を生かし、住民協議会などを中心に警察、行政と連携しながら取り組む対策を推進していくことが望まれます。

## 6-5 行動計画の指標

目標定指標	基準値(平成 26 年中)	目標値(平成30年中)
人身事故件数	948件	700 件以下
負傷者数	1,241人	900 人以下
死者数	15人	0人
交通安全サポート事業所の 登録数	0事業所	60 事業所

## 6-6 具体的な行動

#### (1) 交通ルール・マナーの向上

#### ① 主な取組

- 松阪市交通安全サポート事業所(※22)の登録事業を推進します。
- 松阪市交通指導員(※23)の業務を見直し、スキルアップ研修を実施します。
- 運転免許証更新者を対象にマナーアップ啓発に取り組みます。

#### ② 概 要

交通事故を減少させるためには、年齢層に応じた交通安全教室、警察、交通安全協会などの関係機関・団体と連携した広報啓発活動だけではなく、地域に密着した交通安全対策を継続して実施する必要があります。

このため、平成27年度より実施している松阪市交通安全サポート事業所の登録事業を拡充、継続して実施し、登録事業所と連携した交通安全対策を行い、企業全体で交通安全に取り組むことで従業員及び地域住民の交通安全意識を高め、交通事故の減少を図ります。また、松阪市交通指導員については、従来の通学路における交通安全指導に加え、地域における交通安全リーダーとして、地域の高齢者への交通安全指導も実施し、高齢者の交通事故防止を図ります。

さらに、ドライバーへの啓発として、自動車学校や警察と連携し、自動車学校の卒業生や運転免許 証更新者に交通ルールの遵守、マナーアップに関するチラシを配布し、交通事故防止に努めます。

#### ③ 推進主体

市(地域安全対策課)・松阪警察署・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

#### (2) 地域と行政が連携協働した活動の実施

#### ① 主な取組

- 道路危険箇所や交通事故多発箇所の道路環境の整備に取り組みます。
- 広報啓発活動の更なる充実を図ります。
- 市、警察、地域との連携体制の強化を図ります。

#### ② 概 要

現在、交通事故を防止するため様々な施策を実施していますが、本市の交通死亡事故件数は常に全国上位に位置しており、道路整備環境や市民に対する情報提供も十分であるとは言えません。

市民からの要望も踏まえた道路危険箇所の改善や交通事故多発箇所に対する道路環境の整備を速やかに実施するとともに、情報提供についても、新たな提供方法を検討します。また、四季の交通安全運動や住民協議会全体会議などでの情報提供、及び地域の問題を把握解決するため、市、警察、地域、学校などとの連携体制の強化を図ります。

#### ③ 推進主体

市(地域安全対策課、維持監理課)・松阪警察署・地域自治会、住民協議会等)・道路管理者

・事業所

# 第7章 防犯対策

## 7-1 基本的な目標

## 地域コミュニティカを高め安心して暮らせるまちづくり

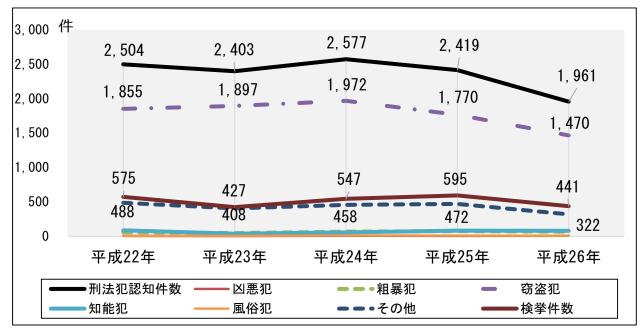
地域、事業者、警察などの関係機関・団体との協働及び連携を強化するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

## 7-2 現状と課題

#### (1) 現 状

- ① 犯罪認知件数は、三重県、松阪警察署管内ともに平成14年をピークに減少しています。 平成22年から平成26年の5年間においても、減少傾向にあります。
- ② 不審者事案について、例年、本市内においても発生しており、不審者に狙われる被害の対象としては、女性や児童が多数を占めています。
- ③ 近年、本市内において、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害件数、被害額がともに増加してきているほか、被害未遂の不審な電話も多数発生しています。
- ④ 全体的な犯罪認知件数は減少しつつあるとはいえ、重大・凶悪な事件自体は発生し続けており、楽観できない状況が続いています。

【図表2】松阪警察署管内の犯罪認知件数及び検挙件数の推移(平成22年~平成26年)



松阪署	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑法犯認知件数	2, 504	2, 403	2, 577	2, 419	1, 961
凶悪犯	6	4	8	6	9
粗暴犯	60	49	69	77	68
窃盗犯	1, 855	1, 897	1, 972	1, 770	1, 470
知能犯	89	39	57	83	82
風俗犯	6	6	13	11	10
その他	488	408	458	472	322
検挙件数	575	427	547	595	441

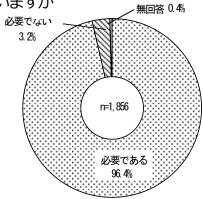
- 平成22年~平成26年の5年間、例年窃盗犯が最も多くの割合を占めています。
- 全体の件数は減少していますが、凶悪犯などの悪質な犯罪は発生し続けています。

#### (2) 課題

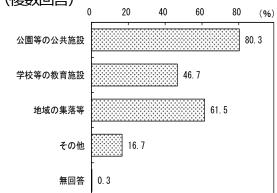
- ① 住民の体感治安が改善されているとは言えません。
  - 犯罪認知件数は減少傾向にありますが、空き巣や自転車盗等の住民に身近な犯罪は発生し続けています。
  - 振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺事案が多発し被害額も増加傾向にあります。
- ② 自主防犯団体の登録数が伸び悩んでいます。
  - 青色回転灯防犯パトロール団体(※**24**)などを中心に自主防犯活動に積極的に取り組んでおりますが、近年、自主防犯団体数及び実施者数において伸び悩みがみられます。

## 7-3 アンケート調査結果(抜粋)

- (1) 松阪市で防犯カメラの設置は必要であると思いますか
  - ・必要である 96.4%
  - ・必要でない 3.2%



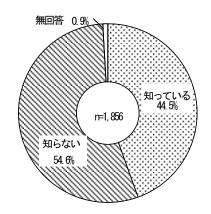
- (2) どのような場所への設置が必要であると思いますか(複数回答)
  - ・公園等の公共施設 80.3%
  - ・地域の集落等 61.5%
  - ・学校等の教育施設 46.7%



大多数の方が防犯カメラは必要と感じています。

なお、設置場所については、「公園等の公共施設」が多数です。また、「その他」としては、「通学路」、「駅の周辺」などがあります。そのほか、「自由意見」欄においても、「地域の安全には防犯カメラは必要である」との意見が多くあるなか、「犯人検挙のためではなく、犯罪抑止効果を期待している」という声もあります。

- (3) 地域の安全を守るため、自主防犯パトロール隊が活動されていることを知っていますか
  - 知っている 44.5%
  - ・知らない 54.6%



半数以上の方が、自主防犯パトロール隊の活動を「知らない」と回答しています。また、世代別では、20歳代、30歳代の若い世代では、「知らない」の回答が高くなる傾向となっています。

#### (4) 地域(市民)の安全を守るために、どのようなご意見をお持ちですか(複数回答)

・街灯や防犯灯の増加など、夜間でも明るいまちをつくるべきである 73.1%・児童へ防犯ブザーを配布するなど、幼い頃からの啓発が大切である 51.3%・隣近所における思いやりや世代間交流の機会がもっと必要である 44.6%

n=1,856 60 80 (%) 交番を増やすなど、まずは行政がしっかり動くべき 36.4 である 隣近所における思いやりや世代間交流の機会がもっ 44.6 と必要である 街灯や防犯灯の増加など、夜間でも明るいまちをつ 73.1 くるべきである 32.6 市や警察がもっと犯罪の情報提供をするべきである 地域の安全は地域が守るべきである 26.2 犯罪被害に遭わないために、講習会や勉強会に積極 11.3 的に参加したい 児童へ防犯ブザーを配布するなど、幼い頃からの啓 51.3 発が大切である 7.4 その他 0.9 無回答

防犯灯の増設など、明るいまちの整備をはじめとした地域、市、警察による取組などの充実を望まれています。若い世代ほど、「地域の安全は地域が守るべきである」、「犯罪に遭わないために、講習会や勉強会に参加したい」が低くなる傾向があります。また、「その他」としては、「警察によるパトロールの強化」などがあります。そのほか、「自由意見」欄では、「犯罪検挙より、犯罪抑止に力をいれるべき」、「犯罪の温床になる空き店舗などの管理を徹底すべき」、「夜間出歩くことに不安を感じる」といった意見が多くあります。

## 7-4 取組課題

- (1) 地域で、子どもだけではなく、女性、高齢者も含めて見守っていく体制が必要です。また、保護者との交流を持てる環境づくりに取り組むことが望まれます。
- (2) 住民協議会や自治会、自主防犯パトロール団体などの地域が中心となって地域の安全を守れるような地域づくりを更に推進していくことが必要です。
- (3) 企業や店舗に、見守り活動への協力をより積極的に働きかけていくことが望まれます。
- (4) 青少年が集まる場所や施設において、防犯灯を設置するなど、人目につきやすくするな ど、監視体制の整備・管理の徹底をより推進していくことが望まれます。
- (5) 増加傾向にある振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺事案に歯止めをかけるために、地域と行政が一体となって、地域に根差した対策を行っていくことが望まれます。

## 7-5 行動計画の指標

目標设定指標	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成30年度)	
自主防犯パトロール団体数	39 団体	43団体	
及び会員数	約1,360名	約1,600名	
子どもを守る家( <b>※25</b> )の	2,904軒	4,000軒	
軒数	2,304 #1		
防犯カメラに関する条例な	法整備がされていない。	防犯カメラに関する条例などの法整	
どの法整備		備の実施。	

## 7-6 具体的な行動

#### (1) 防犯カメラを活用した犯罪抑制

- ① 主な取組
  - 「松阪市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を制定します。
  - 管理者が適正に運用するため、事業所・行政・地域間の連携体制を構築します。

#### ② 概 要

全国的に児童などを対象とした凶悪な事件が多発している昨今、防犯力メラの映像が事件解決のきっかけになるなど、クローズアップされる機会が多くなってきており、防犯力メラへの需用は年々高まっています。防犯力メラには、犯罪解決のほか犯罪抑止効果が期待される一方、肖像権の侵害やデータの管理、設置場所の基準などの様々な課題があります。その課題を解決するため、本市では、「三重県防犯力メラの設置及び運用に関するガイドライン(※26)」に沿った「松阪市防犯力メラの設置及び運用に関する条例」の制定、三重県警察・松阪市・地域・事業所における連携・協力体制をつくり、適正な防犯力メラの運用を推進していきます。また、宝塚古墳公園など過去に器物損壊事件があった箇所を中心に、市の施設における防犯力メラの導入についても、管理者との協議をしながら推進を図っていきます。

#### ③ 推進主体

市(地域安全対策課)・松阪警察署・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

#### (2) 犯罪者へ「見せる」防犯対策の推進

- ① 主な取組
  - 夜行反射材付ベストなどを着用した防犯パトロール活動の活発化を図ることを目的として、自主

防犯パトロール団体活動を積極的に支援し、団体数の増加を図ります。

- 地域とともに「子どもを守る家」の軒数を増やし、防犯対策の強化を図ります。
- 徒灯、防犯灯の設置について、地域や道路管理者などの協力のもと、夜間でも明るいまちづくり を推進します。
- 地域と行政が一体となり地域に根差した対策を推進し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺事 案に歯止めをかけます。

#### ② 概 要

犯罪認知件数は、減少傾向にあるものの、空き巣や自転車盗など住民に身近な犯罪は発生し続けており、住民の体感治安が改善されているとは言えない現状を解決することを目的として、犯罪者へ「見せる」取組について、以下の4点を重点的に取り組んでいきます。

ア 夜光反射材付ベストなどを着用した地域防犯パトロール活動の更なる充実を図り、犯罪抑止を 推進していきます。

自治会や住民協議会、松阪地区生活安全協会など関係団体との体制を見直し、地域防犯活動の 規模拡大を推進していきます。

- イ 自主防犯パトロール団体活動を積極的に支援し、更なる犯罪抑止を推進していきます。 特に、青色回転灯防犯パトロール団体数の増加を目的として、青色回転灯装備車両へドライブレコーダーの機能を生かしたパトロール車両の充実を図ります。青色回転灯による視覚からの犯罪抑止に加え、ドライブレコーダーによる「動く防犯カメラ」による犯罪抑止を図っていきます。
- ウ 「子どもを守る家」の軒数の増加を図り、犯罪抑止を推進していきます。

これまで、PTA や自治会、警察関係機関の取組により、「子ども SOS の家」や「子ども 110 番の家」などの多数の表現や標示が混在しています。この現状を解決するため、松阪地区生活安全協会による「子どもを守る家」に統一を図り、住民協議会や自治会をはじめとした地域、学校、松阪市自主防犯パトロール団体と連携した体制をつくるなどして、「子どもを守る家」の軒数を増やし、視覚からの犯罪抑止を図り、児童が安心して生活できる環境の強化を推進していきます。

エ 防犯灯や街灯の設置状況を見直し、夜間でも明るいまちの実現を図り、犯罪抑止を推進していきます。

防犯灯については自治会や住民協議会などの地域、街灯については道路管理者とそれぞれ維持管理が異なる中、防犯灯については、住民協議会を統括する担当部局に、防犯灯の増設やLED 化修繕などへの市民の要望の反映を要請するほか、街灯についても道路管理者に要請し、夜間でも明るいまちの実現を図っていきます。

オ 増加傾向にある振り込め計欺をはじめとする特殊計算案に歯止めをかけるために、市民に身近 な啓発を実施していきます。

近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺事案については、人の義理人情に付け込み言葉巧み

にお金を騙し取ろうと多種多様な手口が展開されているため、被害に歯止めがきかない状況となっています。

そこで、松阪市自治会連合会と連携し、地域に身近な自治会長などが出演する特殊情欺啓発映像を制作し、松阪市行政情報番組内でのCM放送や、DVDとして取りまとめ地域行事で活用するなど、身近に起こりうる犯罪であることを理解してもらうための対策を推進していきます。

#### ③ 推進主体

市(地域安全対策課、情報企画課)・学校・松阪警察署・地域(自治会、住民協議会等)・事業所・道路管理者

## 第8章 自殺対策

#### 8-1 基本的な目標

## 人権が尊重されるまちづくり

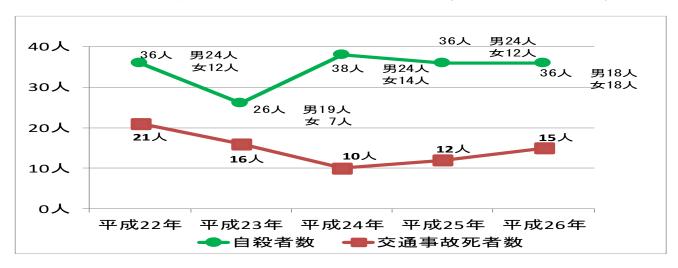
「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる 差別をなくすための行動を促すとともに、全ての人々が希望と誇りを持って社会に参加でき る地域社会の実現を目指します。また、健康問題や経済・生活問題、家庭問題などの社会的 な要因が関係している自殺についても、関係機関・団体等と連携し、自殺防止対策の推進に 取り組みます。

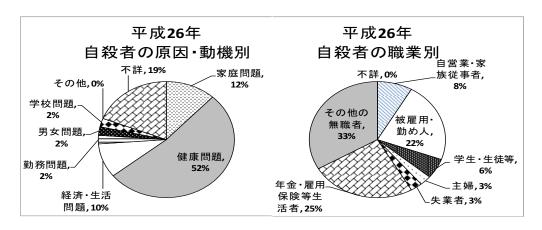
#### 現状と課題 8-2

#### (1) 現 状

- ① 年間自殺者数は平成22年から平成26年の5年間で年平均30人を超えています。
- ② 本市では交通事故死者数の約3倍の人が亡くなっています。
- ③ 職業別では約6割が無職(専業主婦/主婦、年金受給者も含む)であり、自殺の原因・動機としては 「健康問題(うつ病、統合失調症など)」が大半です。

#### 【図表3】松阪市の自殺者数の交通死者数との比較による推移(平成22年~平成26年)





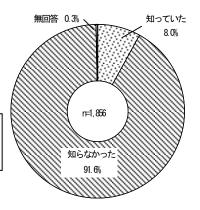
#### (2) 課題

- ① 自殺者の原因・動機は「健康問題」が高い割合を示しています。
  - 健康問題に悩みを持つ人が多く、心の病などの病気を抱えている人が、誰にも悩みなどを打ち明けることができずに自殺へと至ってしまっているケースが多くなっています。
  - 心の病気などは本人が一番辛いものですが、本人や家族を相談機関に繋いだり、地域において受け入れていく環境の構築、サポートする体制は不十分な状況です。
- ② 自殺の状況についての周知が十分ではありません。
  - 交通事故に関する啓発と比較すると、周知が十分に行き届いているとは言えません。

### 8-3 アンケート調査結果(抜粋)

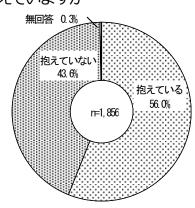
- (1) 松阪市の自殺者数が、交通事故死者数の約3倍となっていることを知っていますか
  - 知っていた 8.0%知らなかった 91.6%

ほぼ全世代、全地域で90%以上の方が知らなかったと回答しています。



- (2) 日常生活を送っている中で不満、悩み、苦労など、ストレスを抱えていますか
  - 抱えている 56.0%
  - ・抱えていない 43.6%

半数以上の方が何らかのストレスを抱えています。 年齢別にみると、40歳代において70%近くになっています。



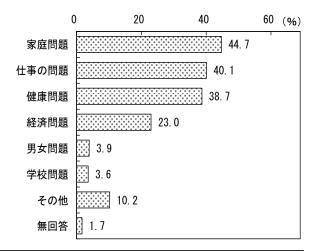
#### (3) ストレスはどのような問題が原因ですか(複数回答)

·家庭問題 44.7%

・仕事の問題 40.1%

· 健康問題 38.7%

n=1,040



「家庭問題」が44.7%と最も高く、「仕事の問題」、「健康問題」が僅差で続いており、複数の要因を抱えていることが伺えます。

## (4) 心の悩みや自殺の相談について、相談できる機関があることを知っていますか(複数回答)

・どれも知らない49.9%・三重いのちの電話20.9%・松阪保健所「こころの相談窓口」20.6%

 m=1,856
 0
 20
 40
 60 (%)

 こころの健康センター「こころの健康テレフォン」
 15.2

 自殺対策情報センター「自殺予防・自死遺族電話相談」
 5.1

 松阪保健所「こころの相談窓口」
 20.6

 地域(自治会や住民協議会)が開催する催しなど
 4.7

どれも知らない

無回答

性別では男性、世代別では、20歳代、30歳代の60%近くが「どれも知らない」と回答しています。 全体でみても、ほぼ半数が「知らない」と答え、周知が行き届いてない様子が伺えます。 「自由意見」欄では、「学校でのいじめなどによる自殺」に対しての意見が多く、学生など若者の自殺

6.8

への関心が多い傾向がありました。

#### 8-4 取組課題

- (1) こころの相談窓口などの情報について適宜提供していく仕組みの改善が望まれます。また、自殺者が多いという本市の現実を知ってもらうために更なる情報提供も必要です。
- (2) 自殺予防について正しい知識を持ち、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口へ繋ぐメンタルパートナーの更なる養成が必要であり、身近で頼れる方を増やし心のよりどころを少しでも多くつくっていくことが望まれます。
- (3) 保健機関、医療機関、消費者相談窓口など、悩みや問題を抱えている方を迅速かつ適切に導くことができるようなネットワークを整備し推進していくことが望まれます。

#### 8-5 行動計画の指標

目標定指標	基準値(平成 26 年中)	目標値(平成30年中)
自殺者数	36人	平成 23年(26人)を下回る
日本文田女父		数値

#### 8-6 具体的な行動

- (1) 自殺予防の更なる充実
  - ① 主な取組
    - 自殺状況に関する情報提供、自殺予防に関する注意喚起を図ります。
  - ② 概 要

本市における自殺者数は近年極めて高い水準で推移しており、県内においても上位に位置しているなど深刻な状況にあります。また、本市の交通事故死者数が多いことについては、比較的認知度が高い一方で、自殺者数がそれを大きく上回っているということについてはほとんど知られておりません。このため、自殺は決して他人事ではなく身近に起こり得ることであること、また、本市の現状をまず知ってもらうため、松阪市ホームページ、広報まつさかをはじめ、事業所等の会報など、あらゆる広報媒体を活用して情報提供を進めていきます。

さらに、高齢者の見守り、災害対策など既に地域で行われている活動のなかに、自殺予防に向けて地域の絆を高めていくために、自治会、住民協議会など地域活動を支えている団体には、自殺に関する詳細な情報提供ができる体制の確立を図っていきます。

#### ③ 推進主体

市(人権・男女共同参画推進課、健康推進課(まか)11課)・地域(自治会、住民協議会等)・事業所・松阪保健所

#### (2) 自殺予防に関する対策の推進、自殺予防環境の強化

#### ① 主な取組

- メンタルパートナー養成研修の更なる充実を図ります。
- 健康相談、債務相談などの合同相談会をはじめとした悩み相談会を開催します。

#### ② 概 要

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

本市では、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げるなどの適切な対応を図ることができるサポーターとして、「メンタルパートナー」の養成に努めています。 1人でも多くの方に、メンタルパートナーとしての意識を持っていただき、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできる行動を起こすことが自殺対策に繋がります。

これまで、市民と関わる市職員や、地域での講座などでメンタルパートナー養成研修を開催してまいりましたが、あらゆる分野の人材の方々にメンタルパートナーとなっていだだけるよう、民間企業などにも研修開催の場を広げてまいります。また、従来より9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間には、往頭啓発活動、講演会の開催を実施しており、平成25年度からは、保健師による健康相談、司法書士による多重債務相談など、一つの会場でいくつもの相談ができる合同相談会を開催しています。これらの啓発活動の更なる充実、周知を進め、自殺予防を図っていきます。

#### ③ 推進主体

市(人権・男女共同参画推進課、健康推進課(まか) 11 課)・地域(自治会、住民協議会等)・事業所・松阪保健所

## 第9章

## 高齢者の安全対策

## 9-1 基本的な目標

## 高齢者が生きがいのあるまちづくり

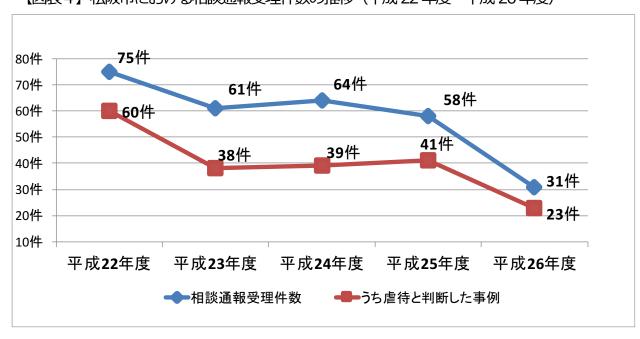
高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けられる仕組みづくり(地域 包括ケア体制)の構築と、一人ひとりの尊厳が守られ、その人らしい生活が送れるよう地域の ネットワークの充実に取り組みます。

#### 9-2 現状と課題

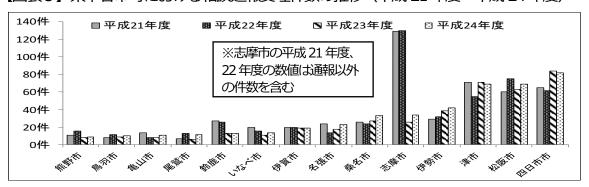
#### (1) 現 状

- ① 今後、高齢化が進む中で、地域で取り組む介護予防や見守り活動が求められています。
- ② 高齢者虐待相談受理件数は、近年5年間の年平均で約58件であり、被虐待者の約8割が高齢女性となっています。
- ③ 高齢者虐待の原因は、健康・経済・家族問題が複雑に影響している事例が多くを占めています。

【図表4】松阪市における相談通報受理件数の推移(平成22年度~平成26年度)



【図表5】県下各市町における相談通報受理件数の推移(平成21年度~平成24年度)

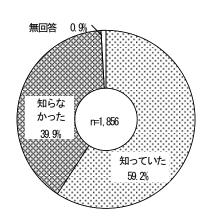


#### (2) 課 題

- ① 認知症サポーター(※27)や地域包括支援センター、民生委員児童委員(※28)、高齢者安心見守り隊 などの団体の存在が地域に十分に周知されていません。
  - 地域包括ケアシステム(※**29**)の構築など介護保険法の改正に基づき、平成 29 年度から要支援の 方は地域で支援するなど制度が大きく変わる中で、今後、更に地域に密着していく地域包括支援セ ンターの更なる周知が不可欠です。
- ② 市関係部局及び関係機関による連携が十分ではありません。
  - 高齢者虐待の原因は、様々な要因が重なっているケースが多いですが、情報共有を含めた連携が 十分ではありません。

## 9-3 アンケート調査結果(抜粋)

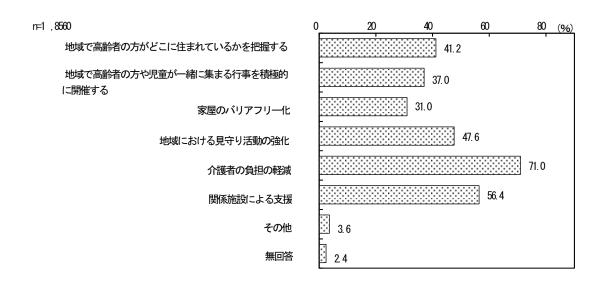
- (1) 高齢者安心見守り隊や民生委員が、日々活動をしていることを知っていますか
  - 知っていた 59.2%
  - ・知らなかった 39.9%



(2) 高齢者が安全で安心な日常生活を送るために、何が必要であると思いますか(複数回答)

・介護者の負担の軽減 71.0%・関係施設による支援 56.4%

・地域における見守り活動の強化 47.6%



「介護者の負担の軽減」が71%と最も多く、次いで「関係施設による支援」、「地域における見守り活動の強化」となっています。「その他」としては、「家族・親族の理解・協力」、「地域や近所での支援・交流」等が多くあります。また、「自由意見」欄では、「今後は地域で高齢者見守りを強化していかなければいけない」、「昔のように密接に話し合えるような自治会づくり」、「高齢者1人住んでいる人を助けていけるようなまちづくり」、「市全体でなく各地区でやる事が大事」といった意見があります。

#### 9-4 取組課題

- (1) 地域など身近な場所で高齢者を支援するために活動している介護予防いきいきサポーターや高齢者安心見守り隊などの団体について、より効果的に周知し、活動の更なる充実を図っていくことが望まれます。
- (2) 高齢者が活躍できる場、子どもや若者などが交流できる場づくりに取り組むことが望まれます。
- (3) 協力機関、登録者などで情報を共有する徘徊SOSネットワークまつさかについて、登録を促進し、システムの更なる充実を推進していくことが必要です。

# 9-5 行動計画の指標

目標设定指標	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成30年度)
認知症サポーター数	16,211人	24,000 人
介護予防いきいきサポーター登録 者数	410人	700人
高齢者安心見守り隊登録者数	847人	1,050 人
高齢者ボランティアポイント登録 者 (ささえさん) 数	229人	400人

# 9-6 具体的な行動

(1) 高齢者支援団体などによるボランティア活動の推進

# ① 主な取組

- 介護予防いきいきサポーターや高齢者安心見守り隊などの養成、活動の推進を図ります。
- 運動・介護予防のための高齢者の場所づくり、子どもや若者などとの連携が図れる交流拠点を 検討します。

#### ② 概 要

介護予防いきいきサポーターや高齢者安心見守り隊などの高齢者支援ボランティアは、介護予防や 健康づくりについて学び、介護予防に関する啓発を行うほか、認知症高齢者やその家族の身近な理解 者としての見守りや、認知症に関する啓発などに協力しております。

しかし、こうしたボランティアの活動内容などについては、市民の皆さまにまだまだ知られていない状況があります。今後、松阪市ホームページで内容構成を創意工夫し、分かりやすく活動紹介などができるように見直しをしていくほか、広報まつさかをはじめとする広報媒体を活用して、市民への広報を充実します。また、高齢者を地域のみんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくりのため、介護予防や運動に取り組める場所づくりのほか、子どもや若者などとのふれあいの場が必要であるため、松阪市社会福祉協議会など関係団体と協議し、交流拠点づくりを検討していきます。

# ③ 推進主体

市(高齢者支援課)・地域(自治会、住民協議会におか)・事業所・松阪市社会福祉協議会・地域包括支援センター

# (2) 高齢者の見守り体制の更なる推進

# ① 主な取組

○ 徘徊SOSネットワークまつさかの充実・推進を図ります。

# ② 概 要

認知症などが原因で徘徊が現れることがあります。

徘徊等により行方が分からなくなったなどの事例が発生した際、事前に登録いただいた協力機関や協力者でメールによるネットワークにより情報を共有し、できるだけ早く、ご家族の元に戻れるようにするためのツールとして、徘徊SOSネットワークまつさかがあります。

今後は、このシステムへの登録者数の増加を図りつつ、振り込め詐欺をはじめとした高齢者の安全 に関する情報も積極的に提供できる体制を推進していきます。

# ③ 推進主体

市(高齢者支援課)・地域(自治会、住民協議会ほか)・事業所・松阪市社会福祉協議会・地域包括支援センター

# 第10章 子どもの安全対策

# 10-1 基本的な目標

# 地域全体で次世代を担う子どもたちの成長を支援するまちづくり

子ども一人ひとりの権利が尊重され、子どもたちが地域の中ですくすくと育つことができる 環境を実現します。

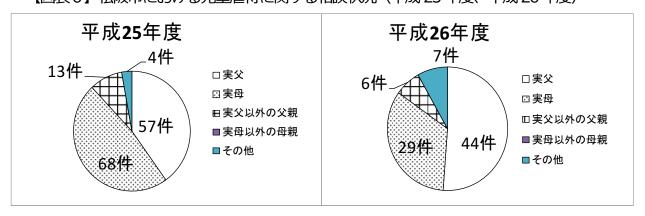
# 児童虐待について

# 10-2 現状と課題

# (1) 現 状

- ① 全国、三重県における児童虐待相談対応件数は大幅に増加しています。本市においては、平成 25 年度に 142 件、平成 26 年度に 86 件となっています。
- ② 被虐待者は小学生以下の児童が8割強を占め、年齢が低くなるほど、重篤事例の割合が高くなる傾向にあります。
- ③ 虐待者の続柄は実父、実母が多数を占めています。

# 【図表6】松阪市における児童虐待に関する相談状況(平成25年度、平成26年度)



総相談件数:142件 総相談件数:86件

# (2) 課題

- ① 養育者が育児に対するストレスを一人で抱え込んでしまうことが多く、そのことが虐待に繋がる ことが多い傾向です。
  - 特に子どもが小さい時には、周囲との繋がりも少なく困っているとの声もあります。
- ② 地域が主体となって開催している催しの周知・啓発が不十分な状況です。
  - 幼い子どもを持つ養育者同士のコミュニケーションの場となるリフレッシュママの会(**※30**) などの存在が十分に周知されておらず、地域全体での養育者や子どもを見守っていく体制の充実が必要です。

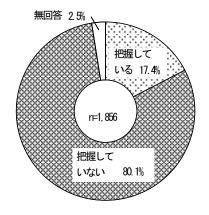
# 10-3 アンケート調査結果(抜粋)

(1) あなたの地域で子育てに関するストレスを一人で抱えている養育者(父親、母親など)が

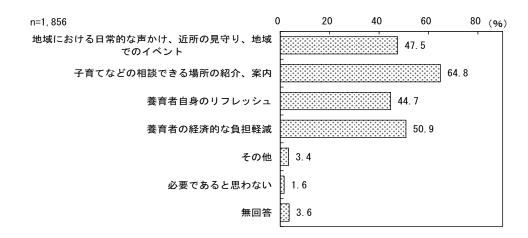
いることを把握していますか

・把握している 17.4%

・把握していない 80.1%



- (2) 子育てをしている養育者をサポートするために、必要と思うのは何ですか(複数回答)
  - ・子育てなどの相談できる場所の紹介、案内
     ・養育者の経済的な負担軽減
     ・地域における日常的な声かけ、近所の見守り、地域でのイベント
     ・養育者自身のリフレッシュ
     44.7%



20歳代、30歳代においては、「子育てなどが相談できる場所、案内」とともに、「養育者の経済的な負担軽減」も60%を超える高い割合となっています。

「その他」として、「子どもを気軽に預けることができる場所」、「子どもを預けやすい環境づくり」、「ストレスを抱えている人を家の中から外へ出すための支援」などがありました。

また、「自由意見」欄では、「子育て支援が足りずイベントも少ない」、「子育てのことを考えると不安ばかり」、「情報を得やすいシステムつくり」といった意見がありました。

# 10-4 取組課題

- (1) 育児をしている養育者をサポートする団体、催しなどについて、より有効的な周知を推進していくことが必要です。
- (2) 住民協議会が中心となって、養育者の心のよりどころとなる集まりや場所を積極的につくっていき地域全体でサポートできる仕組みづくりを推進していくことが望まれます。
- (3) 子育てに関しての市が取りまとめた冊子はありますが、その存在を知らない養育者も多く、 更なる周知が必要です。

# 10-5 行動計画の指標

目標定指標	基準値(平成27年度)	目標値(平成30年度)
子育てに関するストレスを抱えてい る養育者が相談できる場所の案内	アンケート結果において、 「紹介、案内が必要」が 64.8%を占めている。	相談できる場所の紹介、案内を 充実させ、新たな冊子の作成・配布を行う。
養育者をサポートする広報の充実	育児支援に関する情報周知 に不十分な部分がある。	メールマガジンを創設し、地域での催しなど育児支援に関する情報の周知・充実を図る。

# 10-6 具体的な行動

- (1) 養育者をサポートするための広報啓発の推進
  - ① 主な取組
    - 育児する養育者を応援することを目的として、各地域で実施されている催しなど、育児に関する様々な情報の更なる周知・充実を図り、児童虐待を未然に防ぐ体制を推進します。

#### ② 概 要

児童虐待については、幼い子どもを一人で育児する養育者が一人で悩みやストレスを抱え込み、 児童虐待へ繋がってしまうケースが本市内においても多い現状です。その課題を解決するために、 以下の2点の取組を重点的に推進していきます。

ア 子育てに関する様々な情報が掲載された冊子「まつさか子育て応援情報」を充実させます。

現在、子育てに関する様々な情報が掲載された「まつさか子育て応援情報」はモノクロ印刷された冊子にて、母子健康手帳の交付のタイミングで配布されています。しかし、母子健康手帳交付のタイミングでは、その他様々な冊子をもらうため、多くの情報が掲載された冊子「まつさか子育て応援情報」は、効率的な活用がされていない状況です。

この課題を解決するため、まず、カラー印刷や写真を積極的に掲載し、末永く活用される冊子を作成します。また、母子健康手帳交付のタイミングに加え、赤ちゃん訪問のタイミングや転入届提出時などの様々な機会において配布をするほか、市役所の窓口などの目に留まる場所にも冊子を配備し、養育者を支える方の活用も推進していきます。

イ 養育者をサポートする催しや行事の周知の充実を図るため、新たにメールマガジンを創設する など、育児支援の充実を図ります。

現在、住民協議会をはじめとした地域において、地域の養育者をサポートするための様々な催しを実施していますが、実際は、そのような催しに参加しているのは元気な方が多く、悩みを抱えておりサポートが必要な養育者が参加出来ていないことがあります。

この課題を解決することを目的として、「まつさか子育て応援情報」冊子へ地域主催の催しのスケジュールを積極的に掲載していくほか、保健師と連携し、赤ちゃん訪問の際に地域の催しの紹介をしていくなど、情報提供の強化を図り、地域全体で養育者をサポートしていく環境づくりに努めます。また、子育て支援に関するメールマガジンを新たに創設し、地域での催しなど育児支援に関する情報の周知・充実を図っていきます。

#### ③ 推進主体

市(こども未来課、健康推進課)・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

# 児童・生徒のスマートフォン・インターネット等による問題について

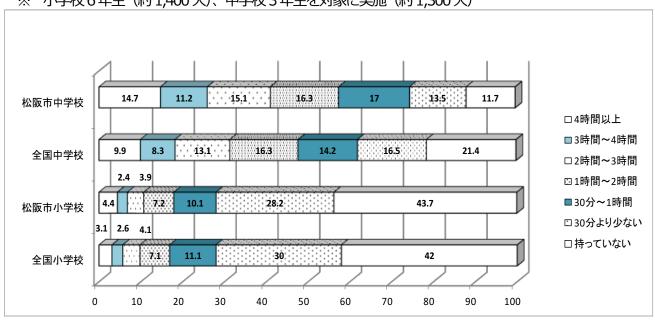
# 10-7 現状と課題

# (1) 現 状

携帯電話やスマートフォンでのインターネットの過剰な利用が、友人、知人等とのトラブル や学力低下に影響を及ぼしています。

# 【図表7】平成27年度 全国・学習状況調査結果

※ 小学校6年生(約1,400人)、中学校3年生を対象に実施(約1,300人)



- ① 2時間以上携帯電話やスマートフォンでメールやインターネットをする中学校3年生
  - ・全国 31.3%
  - ・松阪市 41.0%
- ② 2時間以上携帯電話やスマートフォンでメールやインターネットをする小学校6年生
  - · 全 国 9.8%
  - ・松阪市 10.7%
- ③ 携帯電話やスマートフォンを持っている・持っていない中学校3年生
  - ・全 国 持っている(78.6%)
- 持っていない(21.4%)
  - ・松阪市 持っている(88.3%)
- 持っていない(11.7%)
- ④ 携帯電話やスマートフォンを持っている・持っていない小学校6年生
  - ・全 国 持っている(58.0%) 持っていない(42.0%)
- - ・松阪市 持っている(56.3%) 持っていない(43.7%)

#### (2) 課題

- ① 中学校3年生・小学校6年生のインターネットの利用頻度が高い。
  - 携帯電話などでインターネットを2時間以上利用する割合は、ともに全国平均を上回っています。
- ② 一部の児童・生徒に、インターネットへの極度の依存がみられる。
  - 1日あたり4時間以上携帯電話などでインターネットをする児童・生徒の割合についても全国平均を上回るなど、一部の児童・生徒において、極度の依存がみられます。

# 10-8 アンケート調査結果(抜粋)

- (1) 子どものインターネット、携帯電話の使用について、どのように考えますか(複数回答)
  - ・家庭内で話し合いルールを決めて利用させる 71.6%
  - ・学校や行政が時間制限などをルール化すべき 35.3%
  - ・問題があった場合、その都度注意 21.7%

80 (%) n=1,856 家庭内で話し合い、ルールを決めて利用させる 21.7 ルールまではいかないが、問題があった場合、 その都度注意する 時代の流れで仕方がないので、子どもに任せて 4.6 おく 17.0 原則、子どもには使わせない 学校や行政が時間制限などをルール化すべき 6.5 その他 1.9 無回答

家庭でのルール化が70%超と圧倒的に多く、次に行政による時間制限、ルール化まではいかないがその都度注意すると続いています。「その他」として、「人任せにせず、親がしっかり責任を持つべき」、「学校でインターネットの正しい使い方の教育」といった意見が多くあります。また、「自由意見」欄では、「スマートフォンのルールや時間制限などは誰も守らない」、「持っていないことがいじめになる」といった意見があります。

# 10-9 取組課題

SNSやメールなどインターネットによるトラブルを減少させるため、スマートフォンや携帯 電話の利用時間制限を設けるなど、正しい使い方について保護者への啓発、注意喚起が必要です。

# 10-10 行動計画の指標

目標设定指標	基準値(平成27年度)	目標値(平成30年度)
中学校3年生、小学校6年生に おける1日あたり(月〜金曜日) のスマートフォンでメールやイ ンターネットをする時間	(2時間以上) 中学校3年生 41.0% 小学校6年生 10.7%	(2時間以上) 中学校3年生 36.0% 小学校6年生 5.7%

# 10-11 具体的な行動

- (1) スマートフォンの正しい利用の推進
  - ① 主な取組
    - 保護者へ啓発し、家庭でのスマートフォン等の正しい利用について注意喚起を図ります。
- ② 概 要

児童・生徒における、携帯電話やスマートフォンでのインターネットの過剰な利用が、友人・知 人等とのトラブルなど人間関係のこじれ、また、学習時間の減少に影響を及ぼしています。

この現状を改善するために、主に保護者を対象とした啓発に取り組んでいきます。既に様々な取組を各団体が推進しておりますが、今後においては、広報まつさかや市ホームページなど、多数の方が閲覧する媒体を活用して更なる啓発を図っていきます。

- ア 広報まつさかや市ホームページで特集ページを設け、保護者を中心に啓発の充実を図ります。 特集ページにおいて、市内の児童の携帯電話やスマートフォンの保持状況、それらを利用した インターネット利用の状況、これらがもたらすトラブルについて、まず広く周知をしていきます。 現状を周知した上で、スマートフォンなどの正しい利用について啓発し、携帯電話やスマート フォン、インターネットへの依存に歯止めを掛けていきます。
- イ 学校やPTA、自治会、住民協議会をはじめとした地域が連携した啓発を推進していきます。 現在、学校やPTAが中心となってスマートフォン等の正しい利用推進のための啓発チラシを 保護者に配布するなど、既に様々な取組を推進しておりますが、更なる啓発の充実を図るため、 自治会や住民協議会をはじめとした地域においても、啓発チラシの配布を実施するなど互いに連 携を密にした啓発を推進していきます。
- ③ 推進主体

松阪市教育委員会(学校支援課)・地域(自治会、住民協議会等)・学校

# 11-1 基本的な目標

# 自然災害に強いまちづくり

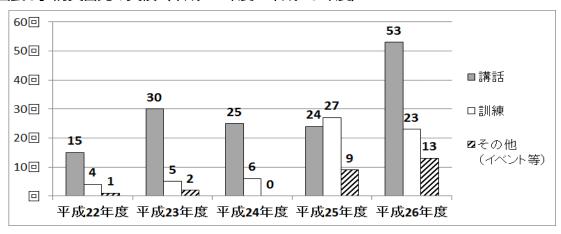
台風や集中豪雨などの自然災害や、南海トラフ地震などの大規模災害などから市民の生命、 身体及び財産を守るために、地域住民や各種団体、国、県、警察、消防、企業などの関係機 関と連携を行うとともに、都市基盤や防災設備の整備を進めます。また、市民の危機管理意 識の更なる向上のために、継続的な防災教育・啓発を充実します。

# 11-2 現状と課題

#### (1) 現 状

- ① 近年発生が予想される地震などに備え、防災啓発の強化・避難所の機能強化・地域防災力の更なる 向上が必要とされています。
- ② 市域が広く、地理特性が海岸部から山間部に及ぶため、様々な被害が想定され、場所に応じた対策が求められています。

#### 【図表8】防災啓発の実績(平成22年度~平成26年度)



#### (2) 課題

- ① 選挙者数の想定が大きく変わる中での対応が不十分な部分があります。
  - 平成18年3月に三重県から出された想定では、避難者数は約5,100人であり、県内各市町における行政備蓄もそれに沿って進めてきましたが、平成26年3月の新想定における避難者数は32,000人となり、この新想定に基づいた対応に不十分な部分があります。
- ② 避難所の体制などに関する情報の地域住民への更なる周知が求められています。
  - 避難所の体制・管理、カギの管理体制などの情報について、地域内での周知を更に充実させる必要があります。
- ③ 災害に関する行政からの情報発信の更なる充実が求められています。
  - 行政から情報を聞いても、どう行動すればよいのか、いつ避難すればよいのか把握できていない 市民がみえます。

# 11-3 アンケート調査結果(抜粋)

(1) あなたが日頃から意識している自然災害は何ですか(複数回答)

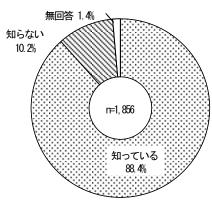
・地震 88.2%・台風 76.0%・大雨・洪水 49.2%・津波 24.1%

0 20 80 n=1, 856 (%) 地震 88. 2 台風 大雨·洪水 49. 2 24. 1 津波 19.9 竜巻・突風 土砂災害 3.7 雪害 3.5 その他 1.0 何も意識していない 2.8 無回答 1.0

地震、台風の2項目が突出して高く、次いで大雨・洪水、津波と続いています。何も意識していない 方も全体の約3%を占めています。

# (2) あなたの地域の避難場所を知っていますか

- ・知っている 88.4%
- ・知らない 10.2%



避難場所を「知っている」方が、全体では約90%、性別では男性が約85%、世帯構成では単身が78%を占めています。

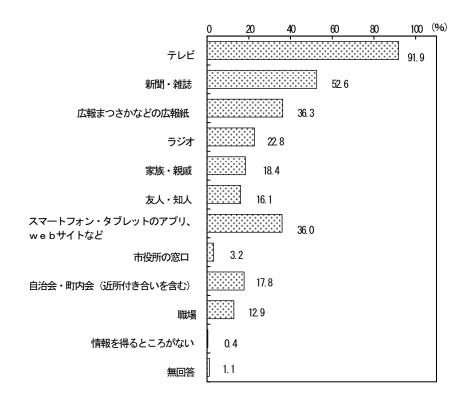
(3) 日常生活を送るにあたり、防災に関する知識や情報をどこから得ていますか(複数回答)

・テレビ 91.9%

·新聞·雑誌 52.6%

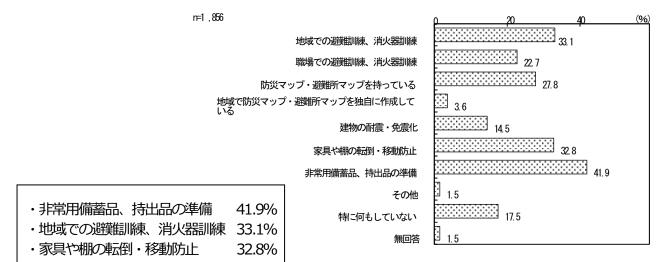
・広報まつさかなどの広報紙 36.3%

n=1,856



テレビでの情報収集が圧倒的に多く、新聞・雑誌、広報紙と続きます。スマートフォンなどでの情報収集は、若年者層ほど高くなりますが、高齢者層でも 10%を超えています。「自由意見」欄では、「災害時の避難所について、市の施設ではなく、民間の建物やビルなどを使えるようにして欲しい」、「防災無線の利用をしっかり考えてほしい」、「自治会、住民協議会の草の根的な防災活動が重要である」といった意見がありました。

#### (4) 家庭や職場、地域で災害対策をしていますか(複数回答)



「非常用備蓄品、持出品の準備」が約42%と最も高く、「地域での避難制練、消火器訓練」、「家具や棚の転倒・移動防止」と続いています。「特に何もしていない」方は、全体の約18%を占めているほか、年齢では20歳代・30歳代、世帯では単身世帯において、それぞれ20%を超える高い割合となっています。また、「その他」では、「災害関連の損害保険の加入」、「家族で避難場所を決めている」といった意見があります。

# 11-4 取組課題

- (1) 災害に備えるための情報の周知方法を検討していく必要があります。
- (2) 家庭や職場、地域における災害対策を更に充実していくことが必要です。

# 11-5 行動計画の指標

目標設定指標	基準値(平成27年度)	目標値(平成30年度)
避難所存在地の認知度の向上	アンケート結果において、「知っている」88.4%	100%
地域、職場等での防災訓練等への参加	アンケート結果において、 「両方又はどちらかに参加」 55.8%	8 0 %以上
非常用備蓄品等の準備	アンケート結果において、 「準備している」41.9%	6 0%以上

# 11-6 具体的な行動

(1) 災害対策についての周知方法の検討、防災意識の強化

#### ① 主な取組

○ 新たな情報発信の場として、啓発イベントの開催を検討します。

#### ② 概 要

東日本大震災の発生より約5年が経過いたしました。国をはじめ、マスメディアでも、近年予想されている地震の被害想定などが発表されており、それを受けて、市、地域でも防災訓練、講演会などを開催しておりますが、参加世代層の固定化、防災意識の風化などの課題があり、防災訓練や防災講演会などについて、面倒であると感じたり、大きな負担を感じたりする方もみえます。また、国内で大規模な災害が発生すると、一時的に防災意識が高まるものの、大抵は一過性のものとなり長続きはしない現状があります。

防災には「これで大丈夫」といえる絶対的な対策というものはなく、啓発や訓練の実績を積み重ね、初めて防災力として変換することができます。このため、これまで防災訓練や講演会などに参加していない方に関心を持ってもらうことを目的として、地域での取組に関する情報発信の場としてのイベントの開催を検討していきます。また、防災だけにとらわれず、交通安全や防犯など地域の安全・安心を幅広く捉えた啓発の場としても考えていきます。

#### ③ 推進主体

市(危機管理室)・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

(2) 家庭や職場、地域での災害対策の推進

#### ① 主な取組

- 無料和震診断の周知・耐震補強の推進や高齢者世帯等における家具固定の更なる普及を図ります。
- 非常用備蓄品・持出品の準備について、事業所においても推奨を進めます。

#### ② 概 要

南海トラフ地震をはじめとした大規模な地震の発生が懸念されている昨今、過去の地震において 多くの被害があった古い木造住宅の倒壊、家具の転倒などの対策を十分にとっていく必要があります。このため、本市においても、旧建築基準で建てられた木造住宅の無料・加震診断、木造住宅 耐震 補強事業費補助金、高齢者世帯等における家具固定などの施策を行っており、広報まつさかや市ホームページで啓発していますが、十分に認知されているとはいえない状況です。

特に、高齢者世帯などは、耐震診断について関心が低い傾向にあり、家具固定についても手続き

や固定方法がわからないとも考えられるため、市はもちろんのこと、地域においても、啓発活動や 家具固定を行っていく体制の構築を進めていきます。また、食料等の非常用備蓄品については、ア ンケート結果においても各家庭で取り組んでいただいていることが伺えますが、近年、地震の被害想 定が大きく変わったことからも、より一層、啓発を進めていく必要があります。

さらに、事業所においても積極的に非常用備蓄品、持出品の準備を進めてもらうことで、公助だけ に依存しない自助・共助の体制の構築を目指していきます。

# ③ 推進主体

市(危機管理室)・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

# 第12章 おわりに

本計画は安全で安心なまちづくりの第一歩の取組であり、PDCAサイクル(※31)でいう「PLAN」の段階、すなわち「計画を立てる」という位置に立ったところです。

計画の策定にあたっては、「セーフコミュニティ」の取組を参考として、安全で安心な松阪市の実現のために必要なことについて市民の視点から提案された「松阪市におけるセーフコミュニティについての提言書」に基づいて、今後の松阪市の取組等について取りまとめました。

なお、分野別の対策については、交通安全対策、防犯対策、自殺対策、高齢者の安全対策、子どもの安全対策、災害対策の6つを重点分野として捉えました。これらの各分野については、現在までに多種多様な施策が既に提案され、現在でも継続して取り組んでいますが、これらの施策において、効率面・効果面における点検・改善という点で課題が山積しております。

そこで、このような課題を解決することを目的として、「PLAN (本計画)」において改めて見直し・提案された各種施策を「DO (実行)」をしていくのはもちろんのこと、各種施策の進歩状況やその効果を常に「CHECK (確認・評価)」し、その結果を基として、「ACTION (見直し・改善)」を行い、地域の実情に沿った施策を絶えず実施していくことで、安全で安心なまち「松阪」を構築していきます。

また、自治会や住民協議会をはじめとした地域における取組におきましても、地域の課題について地域 住民が一体となって考え、行政をはじめとした各種関係機関・団体が連携を密にとり、地域住民みんなが 安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現していきます。

本計画を地域、行政、各種関係機関・団体、事業所をはじめとした松阪市民全体の安全で安心なまちづくりに対する意識の高揚に繋げ、安全で安心なまち「松阪」を構築していく上での礎として、様々な取組を実行していきます。



# 1 策定経過

開催日	審議内容等	
平成27年6月4日	第1回 松阪市安全・安心施策推進協議会 ・委嘱状交付・会長、副会長の選任 ・行動計画、市民意識調査について	
平成27年7月30日	第2回 松阪市安全・安心施策推進協議会 ・各分科会での協議について	
平成27年9月3日	第3回 松阪市安全・安心施策推進協議会 ・分科会別の進捗状況について	
平成27年10月22日	第4回 松阪市安全・安心施策推進協議会 ・市民意識調査の結果 ・行動計画中間案について	
平成27年11月19日	第5回 松阪市安全・安心施策推進協議会 ・行動計画(中間案)について	
平成27年12月4日~12月28日	行動計画(中間案)パブリックコメントの実施	
平成27年12月14日	行動計画(中間案)報告会の開催	
平成28年 2月 4日	第6回 松阪市安全・安心施策推進協議会 ・行動計画最終案について	
平成28年 3月 17日	第7回 松阪市安全・安心施策推進協議会 ・行動計画の報告	

# 2 松阪市安全・安心施策推進協議会 委員名簿 (五十音順、敬称略)

役職	委員氏名	選出機関・団体等	備考
会長	鈴木 逸郎	第四地区住民協議会教育部会長	
副会長	小山 利郎	松阪市自治会連合会長	
オブザーバー	山路 克文	皇學館大学現代日本社会学部教授	
	青木 真澄	松阪地区交通安全協会事務局長	
	大戸 房子	松阪市民生委員児童委員協議会連合会副会長	
	梶家 泰文	松阪警察署生活安全課長	平成28年2月8日から
	加藤 美和	松阪市社会福祉協議会総務課長	
	佐野 なおみ	松阪市小中学校長会委員	
	更岡 富雄	第二地区まちづくり協議会員	
	杉本 幸子	NPO法人松阪子どもNPOセンター理事	
	髙柳 伴子	松阪市青少年育成市民会議委員	
	多賀 一忠	中郷まちづくり協議会長	
	田上 勉史	朝見まちづくり協議会副会長	
	谷口 隆	高齢者安心見守り隊員	
	谷口 峰生	松阪警察署生活安全課長	平成28年2月7日まで
	佐々木 尚子	松阪市 P T A 連合会家庭教育部長	
	中村 利明	松阪商工会議所事務局長	
	中森 政隆	松阪警察署交通官	平成28年2月7日まで
	野呂 純一	松阪地区医師会長	
	東浦 良明	松阪地区生活安全協会事務局長	
	星野 郁子	松阪保健所副所長	
	細見明典	松阪地区高等学校長会長	
	松本 芳昭	松阪地区広域消防組合総務課長	
	三國院夫	松阪警察署交通官	平成28年2月8日から
	山川 良樹	松阪中央住民協議会長	
	山口 美帆子	松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課主任	

# 3 松阪市市民生活・安全防犯条例

近年、強盗、殺人事件等の凶悪犯罪から粗暴犯、窃盗犯罪(空き巣、自動車盗、自販機荒らし、ひったくり等)等の市民生活を脅かす身近な犯罪や悪質な訪問販売、電話勧誘等が増加の傾向にあり、市民の暮らしに大きな不安をもたらしている。

この不安を取り除き市民が安全で安心できる平穏な生活を享受し、さらには未来を担う子どもたちが、 健全に育つ良質な社会環境を維持し創造していくことが求められている。そのためには、松阪市のみならず、市域で社会活動や事業を営むものすべてが、人権の擁護に配慮しつつ、それぞれの責務・役割を尊重 し共有することで、人びとが安心して暮らすことのできる犯罪のない、良好なコミュニティ社会の形成に 努めなければならない。そして市民の相互扶助の精神に根ざした市民自らによる活動や対策を実施してい くことが重要であると考える。

犯罪のない『安全・安心な松阪(まち)づくり』に向け基本理念を明らかにするとともに、すべての人びとが安全で安心して暮らすことのできる松阪市を創造するため、ここに条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域における犯罪等を未然に防止するため、松阪市(以下「市」という。)、市民 及び事業者が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民の安全・安心の確保に関する施策(以下「生 活安全施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が安心して生活し、又は市へ の来訪者が安心して滞在することができる『安全・安心な松阪(まち)づくり』の実現を図ることを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 市民とは、市内に住所又は生活又は活動の拠点を置く者、滞在者等をいう。
- (2) 事業者とは、市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、市民が安心して生活し、又は滞在することができるよう、次に掲げる生活安全施策を実施 するよう努めなければならない。
- (1) 『安全・安心な松阪(まち)づくり』を進めるために必要な知識の普及、情報の提供その他啓発活動の推進に関すること。
- (2) 警察機関をはじめとする関係行政機関や関係団体及び市民との緊密な連携に関すること。
- (3) その他『安全・安心な松阪(まち)づくり』を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 施策の計画、実施にあたっては、第7条に規定する市民生活安全・安心施策推進協議会において協議 を行うものとする。
- 3 市は、公正な職務の遂行を損なう行為又は市民生活を脅かす行為若しくは暴力等社会常識を逸脱した 手段により要求の実現を図ろうとするすべての行為に対して、毅然とした対応をするために、警察等関 係行政機関との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの安全を確保するために次に掲げる措置を講じるとともに、地域の安全に関する活動に取り組み、市が実施する『安全・安心な松阪(まち)づくり』に協力するよう努めなければならない。

- (1) 常に安全・安心に関する意識の高揚と情報の収集に努めること。
- (2) 犯罪の発生を未然に防ぐため、日常生活の安全を確保すること。
- (3) 市民が相互に協力して自主的な地域安全活動を推進すること。
- 2 前項に規定するもののほか、何人も犯罪行為に遭遇した場合、速やかに警察機関へ通報すること。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって犯罪等の発生を防止するために次に掲げる措置を講じるとともに、市が実施する第3条に規定する施策に協力するよう努めなければならない。
- (1) 事業に伴う管理所有物等を適正に管理すること。
- (2) 地域安全活動に積極的に参加及び貢献すること。
- (3) 従業者に対して地域安全運動、研修会等への参加の機会を提供すること。
- (4) 住宅、商業施設等の建設及び分譲に当たっては、当該区域内での防犯上の安全対策を講じることに 努めるとともに、市、警察等関係行政機関の施策と整合性を図ること。

(基本計画)

- 第6条 市長は、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民の安全・安心の確保に関する基本的な計画(以下「生活安全・安心基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、生活安全・安心基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民生活安全・安心施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、生活安全・安心基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民生活安全・安心施策推進協議会の設置)

- 第7条 第1条に掲げる『安全・安心な松阪(まち)づくり』を目指し、その実現のために、市、市民、 事業者及び警察等関係行政機関その他関係団体が、相互に連携及び協力し、各種の施策を円滑かつ総合 的に推進するため、市民生活安全・安心施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 市、市民及び事業者等は、地域社会の安全・安心を達成するため、協議会で協議、決定された施策の実施と実現に関して、それぞれの責務に努めることとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

# 4 松阪市安全・安心施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市市民生活安全・安心防犯条例(平成17年松阪市条例第231号)第7条の規 定に基づき、松阪市安全・安心施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必 要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

- 第2条 協議会の委員は、30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- (1) 安全・安心のための地域活動を行う団体の代表者又は構成員
- (2) 地域の安全・安心の確保に関し識見を有する者
- (3) 保健、福祉及び医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 公職の故をもって委員となった者の任期は、その職にある期間とする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (協議事項)

- 第4条 協議会は、市民安全安心事業に関し、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 市が定めようとする生活安全・安心基本計画に関すること。
- (2) 安全・安心な松阪(まち)づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 地域社会の安全・安心を達成するため、施策の構築と実現に努めること。
- (4) セーフコミュニティに関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。
- 2 協議会は、安全・安心施策を円滑かつ総合的に推進するため、市長に対して意見を述べることができる。

#### (会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (議事)
- 第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、地域安全対策課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところにより支給する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第38号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 5 用語集

用:	五	説明
		「けが」や「事故」など日常生活のなかで私たちの健康を阻害する
		要因を「予防」することによって、安全なまちづくりを進めているコ
<b>※1</b>	セーフコミュニティ	ミュニティのこと。
		WHO (世界保健機関) の関係機関である「WHO 地域の安全向上の
		ための協働センター」が推進し、認証を行っている。
		「WHO 地域の安全向上のための協働センター」に申請し、定めら
		れた指標に基づく促進活動や事故防止などの計画を実施し、現地視察
	セーフコミュニティの国	などの審査を経て得られる認証のこと。
<b>※</b> 2	際認証	認証取得後も、5年ごとに再審査が求められ、認証が打ち切られる
	<b>为少少</b>	こともある。
		日本では平成20年3月に京都府亀岡市が初めて認証され、平成27
		年 12 月現在、11 自治体が認証されている。
		振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称。
<b>※3</b>	特殊詐欺	「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「還付金詐欺」や、「金融商品等
×3	1 <del>7</del> 7/ <b>10</b> 1 <del>7/</del> (	取引名目の詐欺」、「異性との交際あっせん名目の詐欺」などの手口が
		ある。
		自治会、住民協議会等、地域の防犯ボランティアによる自主的な防
<b>※</b> 4	自主防犯パトロール団体	犯パトロール活動を行う団体のこと。
~~		地域における犯罪抑止効果のほか、地域コミュニティの再生も期待
		されている。
		こころの問題について、本人や家族、周囲の人も気軽に相談できる
<b>※</b> 5	こころの相談窓口	公的な窓口のこと。
×3		国や地方自治体などが運営しており、相談は無料。
		こころの健康センター、松阪保健所に窓口がある。
	メンタルパートナー	メンタルパートナー養成研修を受講し、自殺予防について正しい知
<b>%</b> 6		識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでい
		る人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のこと。
<b>*7</b>	消費者相談窓口	衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスの苦情・相談、
		契約に関する苦情・相談について、相談員が問題解決に向けて情報提
		供や助言を行う窓口のこと。
		消費者プラザなどの窓口がある。
<b>%8</b>	地域包括支援センター	高齢者と家族を支えるために開設された、保健・医療・福祉・介護
J		に関する総合的な相談窓口のこと。

(上海区) かある。  民間の社会編礼法動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。  世域、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人が安心して生活できるよう、活動を行っている。  (大護予防いきいきサポーター 養成講座 (2時間程度の講座を6回受講)を受け、介護予防いきいきサポーター 養成講座 (2時間程度の講座を6回受別を受け、介護予防い論を広げていただく方のこと。活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守り降機成選座」を受請する必要がある。  ※11 高齢者を心見守り降			市内に5つの地域包括支援センターがあり、それぞれに担当地区(公
(小民間路間のこと。   地域、民生委員、代皇福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人が安心して生活できるよう、活動を行っている。   介護予防いきいきサポーター   一般であり、活動を行っている。   介護予防いきいきサポーター   一般であり、活動を行っている。   介護予防いきいきサポーター   一般であり、一般であり、一般であり、一般であり、一般である。   一般のでは、各地域と店を開発として地域での見守りや、   一般のでは、各地域と店を関する必要がある。   一般のでは、各地域と店を関する必要がある。   一般のでは、各地域と店を関する必要がある。   一般のでは、各地域と店を関する必要がある。   一般の方では、各地域と店を関する心理がある。   一般の方では、各地域と店を関する心理がある。   一般の方では、各地域と店を関する心理がある。   一般の方では、各地域と店を関する心理がある。   一般の方では、各地域と店を関する。   一般の方では、一般の方では、一般の方では、一般の方では、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方が、一般の方では、一般の方では、一般の方では、一般の方では、一般の方が、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方が、一般の方が、一般の方では、一般の方では、一般の方が、一般の方が、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般の方では、一般の方では、一般の方では、一般の方が、一般の方では、一般のでは、一般の方では、一般の方では、一般のでは、一般の方では、一般のでは、、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、、例のでは、一般のでは、、一般のでは、、例のでは、、例のでは、、例のでは、			
※9 社会福出協議会 地域、民生委員・児童委員、社会福制法人等の社会福制関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人が安心して生活できるよう、活動を行っている。  / 冷護予防いきいきサポーター ター が護予防いきいきサポーター 満成講座 (2 時間程度の講座を 6 回受講)を受け、介護予防い機康づくりについて学び、自ら介護予防に取り組むほか、地域に介護予防の輸金ながていただく方のこと。 認知庭の選解の啓発に協力いただく方のこと。 活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守り吟護丸頭庭の理解の啓発に協力いただく方のこと。 活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守り吟護丸頭座」を受講する必要がある。  ※12 高齢者の基本的人権を侵害・蹂躙し、心や身体に深い傷を負わせる行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、終済的虐待、ネグレクト (介護や世話の放棄) などの種類がある。  ※13 都個SOSネットワーク まつさか			民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としな
(株) 医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人が安心して生活できるよう、活動を行っている。	×9		い民間組織のこと。
<ul> <li>で生活できるよう。活動を行っている。</li></ul>		社会福祉協議会	地域、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保
(			   健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人が安心し
※10			て生活できるよう、活動を行っている。
※10   ター		か雑子(ないきいきせ <del>ぱ</del> ー	介護予防いきいきサポーター養成講座(2時間程度の講座を6回受
※11 高齢者安心見守り隊 認知症高齢者やその家族の身近な理解者として地域での見守りや、認知症の理解の啓発に協力いただく方のこと。 活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守り隊養成講座」を受講する必要がある。 家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。 高齢者の基本的人権を侵害・蹂躙し、心や身体に深い傷を負わせる 行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(介護や世話の放棄)などの種類がある。 徘徊等により行方が分からなくなった方が発生した際に、事前に登録してある協力機関、協力者で情報を共有し、できるだけ早く、ご家族の元に戻れるようにするメール又はFAXによるネットワークのこと。 市内の介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントを取得し、これに対して交付金(年間上限5,000円)を交付する制度のこと。 介護予防事業の一環として、65歳以上の方が、ボランティア活動を通じ、地域高齢や社会活動に参加することで、生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。 登録は市社会福祉協議会(支所含む)で行うことができる。 児童の保護者(親など)やその同居人などが児童に対して虐待を加えること。 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(育児の放棄)などの種類がある。 子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待ちなくすことを呼びかけるも日に対してに対している。	<b>※10</b>		講)を受け、介護予防や健康づくりについて学び、自ら介護予防に取
※11   高齢者安心見守り隊   認知症の理解の啓発に協力いただく方のこと。   活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守り隊養成講座」を受講する必要がある。   家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。   高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し、心や身体に深い傷を負わせる行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト (介護や世話の放棄) などの種類がある。   採徊SOSネットワーク   まつさか   採徊SOSネットワーク   まつさか   採徊SOSネットワーク   まつさか   採徊SOSネットワーク   まつさか   採徊SOSネットワークのこと。   市内の介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてボイントを取得し、ごれに対して交付金 (年間上限5,000円) を交付する制度のこと。   介護予防事業の一環として、65歳以上の方が、ボランティア活動を通じ、地域貢献や社会活動に参加することで、生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。   登録は市社会福祉協議会 (支所含む)で行うことができる。   児童の保護者 (親など)やその同居人などが児童に対して虐待を加えること。   身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト (育児の放棄)などの種類がある。   子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、そとであるないように関するとは、またが、大きないないますないますないますないますないますないますないますないますないますない		9-	り組むほか、地域に介護予防の輪を広げていただく方のこと。
<ul> <li>※11 高齢者安心見守り隊</li> <li>活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守り隊養成講座」を受講する必要がある。</li> <li>家庭外や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。 高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し、心や身体に深い傷を負わせる行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(介護や世話の放棄)などの種類がある。</li> <li>※13 排回SOSネットワークまつさか</li> <li>※14 高齢者ボランティアボイントを取得し、これに対して交付金(年間上限5,000円)を交付する制度のこと。</li></ul>			認知症高齢者やその家族の身近な理解者として地域での見守りや、
活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守り隊養成講座」を受講する必要がある。 家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。 高齢者息待 に対した。 高齢者息待 に対した。 高齢者息待 に対した (介護や世話の放棄) などの種類がある。 ※13 (排徊SOSネットワーク まつさか	×11	<u> </u>	認知症の理解の啓発に協力いただく方のこと。
※12   高齢者虐待   家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。   高齢者の基本的人権を侵害・蹂躙し、心や身体に深い傷を負わせる   行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト (介護や世話の放棄) などの種類がある。   徘徊らりらネットワーク   まつさか   排徊等により行方が分からなくなった方が発生した際に、事前に登録してある協力機関、協力者で情報を共有し、できるだけ早く、ご家族の元に戻れるようにするメール又はFAXによるネットワークのこと。   市内の介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてボイントを取得し、これに対して交付金 (年間上限5,000円) を交付する制度のこと。   介護予防事業の一環として、65歳以上の方が、ボランティア活動を通じ、地域貢献や社会活動に参加することで、生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。   党職の保護者 (親など) やその同居人などが児童に対して虐待を加えること。   身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト (育児の放棄) などの種類がある。   子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待なかくすことを呼び的はる市民運動のこと	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	问图的女心无句。分例	活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守
<ul> <li>※12 高齢者虐待</li> <li>高齢者の基本的人権を侵害・蹂躙し、心や身体に深い傷を負わせる行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(介護や世話の放棄)などの種類がある。</li> <li>※13 徘徊SOSネットワーク まつさか</li> <li>※14 高齢者ボランティアポイント制度事業</li> <li>※15 児童虐待</li> <li>※15 児童虐待</li> <li>※16 高齢者の基本的人権を侵害・蹂躙し、心や身体に深い傷を負わせる行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(育児の放棄)などの種類がある。</li> <li>※17 京職者のいるとのでは、これに対して交付金(年間上限5,000円)を交付する制度のこと。</li> <li>※18 別事業の一環として、65歳以上の方が、ボランティア活動を通じ、地域貢献や社会活動に参加することで、生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。</li> <li>※2 別事と付しているとができる。</li> <li>※3 別事と付しているとができる。</li> <li>※4 別事といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると</li></ul>			り隊養成講座」を受講する必要がある。
※13 高齢者層符 行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(介護や世話の放棄)などの種類がある。			家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。
行為であり、身体的虐待、心理的虐待、必発的虐待、ネグレクト(介護や世話の放棄)などの種類がある。	×12	宫龄 <del>老</del> 虐待	高齢者の基本的人権を侵害・蹂躙し、心や身体に深い傷を負わせる
※13	\\\ 1Z	同断·白/首付	行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグ
※13			レクト(介護や世話の放棄)などの種類がある。
※13 まつさか			徘徊等により行方が分からなくなった方が発生した際に、事前に登
まつさか	×13	徘徊SOSネットワーク	録してある協力機関、協力者で情報を共有し、できるだけ早く、ご家
**14 高齢者ボランティアポイントを取得し、これに対して交付金(年間上限5,000円)を交付する制度のこと。		まつさか	族の元に戻れるようにするメール又はFAXによるネットワークのこ
### #################################			
※14       高齢者ボランティアポイント制度事業       円)を交付する制度のこと。			
※14			
通じ、地域貢献や社会活動に参加することで、生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。 登録は市社会福祉協議会(支所含む)で行うことができる。  児童の保護者(親など)やその同居人などが児童に対して虐待を加えること。 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(育児の放棄)などの種類がある。  子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。	\'		
会をつくることを目的とする。 登録は市社会福祉協議会(支所含む)で行うことができる。  児童の保護者(親など)やその同居人などが児童に対して虐待を加えること。 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(育児の放棄)などの種類がある。  子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと	<u>*</u> :14		
登録は市社会福祉協議会(支所含む)で行うことができる。  児童の保護者(親など)やその同居人などが児童に対して虐待を加えること。 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(育児の放棄)などの種類がある。  子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待ななくすことを呼びりはる市民運動のこと。			
児童の保護者(親など)やその同居人などが児童に対して虐待を加えること。 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(育児の放棄)などの種類がある。  子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びりはる市民運動のこと。			
<ul><li>※15 児童虐待</li><li>えること。</li><li>身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(育児の放棄)などの種類がある。</li><li>子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びりはる市民運動のこと。</li></ul>			
※15 児童虐待			児童の保護者(親など)やその同居人などが児童に対して虐待を加   
どの種類がある。  子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと	<b>%15</b>	児童虐待	えること。
子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと		) <u>(                                   </u>	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(育児の放棄)な
とで、子ども虐待をかくすことを呼びかける市民運動のこと			どの種類がある。
※16 オレンジリボン運動 とで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。			子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めるこ
※10   オレノンソハン注動	<b>%16</b>	オレンジリボン運動	とで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。
子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持			子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持
っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くこ			っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くこ

		とを目指している。
		Social Network Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
<b>※17</b>		の略で、日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持
	SNS	つ人達とインターネット上で繋がる媒体のこと。コメントやトラック
		バック機能などの機能を含むブログ等も広い意味では SNS である。
×18	津波選挙タワー	津波の浸水が想定される地域内に住民が緊急避難・退避するための
×10	/キ/以処共化プ ノー	人工構造物のこと。
		自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
		予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらに
×19	ハザードマップ	は避難路路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
/.(15	ハリートマップ	ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅
		速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避け
		ることができるため、災害による被害の低減に非常に有効である。
		松阪市を将来どんなまちにしたいか、目指す目標を定めて、その目
	松阪市総合計画	標を実現するために、これから市が行う仕事をまとめた計画のこと。
<b>※20</b>	「市民みんなの道標」	総合計画の策定には、地域審議会や、市民幸せ調査など、市民の皆
	これでなるのができる。	さんにも様々な形で関わっていただいている。
		現行の計画期間は平成 26 年度~平成 29 年度である。
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区
%21	ゾーン30	域を指定し、その区域での車の最高速度を時速 30 キロに制限する交
		通規制のこと。
		交通事故を減少させ市民の交通安全を確保するために、自主的な交
	松阪市交通安全サポート事業所	通安全活動をしていただける事業所のこと。
<b>※22</b>		登録いただいた事業所等には、登録証を交付し、交通安全に関する
		情報提供、市ホームページ等での活動紹介、交通安全教育教材の貸出
		などの支援を行う。
<b>※23</b>	松阪市交通指導員	市の委嘱を受け、通学路を中心とした街頭指導などを行っていただ
		く方のこと。
	± /2	自主防犯パトロール団体のうち、青色の回転灯を装備した自動車(青
<b>※24</b>	青色回転灯防犯パトロー ル団体	パト)を用いて防犯パトロールを行っている団体のこと。
		警察から認定を受けた団体は自動車に青色回転灯を装備してパトロ
		ールすることが認められている。
		子どもの登下校や放課後に、連れ去りや付きまといなどの行為によ
<b>%25</b>	子どもを守る家	る被害を未然に防ぎ、子どもを一時的に保護する緊急避難所として登
		録された民家のこと。
		設置推進団体により、民家や店舗へ設置協力者としての協力をお願
		いしている。

	三重県防犯カメラの設置	防犯カメラの有効性とプライバシー保護との調和を図り、防犯
×26	及び運用に関するガイド	カメラに対する不安を緩和し、防犯カメラの設置を促進すること
<i>7</i> 20	ライン	を目的に、防犯カメラの設置者等が最低限配慮すべき事項をまと
	<u> </u>	めたもの。
		認知症サポーター養成講座(1~2時間程度)を受け、認知症につ
<b>%27</b>	認知症サポーター	いての基本的な知識を持ち、認知症の方やその家族の身近な理解者と
		して、また見守りの担い手として活躍する方のこと。
		民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公
×28	民牛委員児童委員	務員のこと。給与の支給はなく、ボランティアとして地域の実情に合
2.20	以工女只儿童女只	わせて福祉に関する幅広い活動を行っている。また、児童福祉法に定
		める児童委員も兼ねている。
		厚生労働省により進められている、高齢者の尊厳の保持と自立生活
		の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らし
<b>%29</b>	地域包括ケアシステム	を人生の最期まで続けることができる、地域の包括的な支援体制のこ
		と。
		2025年(平成37年)を目途に構築を推進している。
		松阪市民生委員児童委員協議会連合会主催の子育て支援事業。
		家庭で子育て中の養育者を対象に、1年間に8回、1回2時間程度、
<b>%30</b>	リフレッシュママの会	子どもたちを民生委員・児童委員と主任児童委員で見守り・遊ばせ、
		身軽になった養育者が親しくおしゃべりし、コミュニケーションする
		場を提供している。
		業務過程の管理手法の一つで、計画 (Plan) →実行 (Do) →評価 (Check)
<b>※31</b>	PDCA サイクル	→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に
		業務方法を改善していく手法のこと。

# 松阪市安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画

平成28年3月発行

松阪市環境生活部地域安全対策課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4074

FAX 0598-22-1055

E-mail anz.div@city.matsusaka.mie.jp

URL http://www.city.matsusaka.mie.jp/